

② 選挙人

選挙人

■1号議員選挙については、会員（特別会員を除く）並びに特定商工業者を選挙人（選挙権者）とします。

選挙権

■1号議員選挙の場合は、会員のもつ会費の口数によって複数の選挙権を持つことができます。

■個人の会員は、会費口数と同数の法人・団体の会員は口数の倍数の選挙権があります。

■ただし、選挙権数には上限があつて、1会員あたり50個までと制限されています。

■また、特定商工業者には1個の選挙権があり、会員であり、かつ特定商工業者の場合は、会員としての選挙権のほかに特定商工業者としての選挙権を併せ持つこととなります。

■ただし、10月11日(金)午後5時までに会費並びに特定商工業者負

担金を納めていない方は、選挙権の行使ができません。

増口・新規会員加入による選挙権の取得

■議員選挙に際して、増口並びに新規加入を行わない選挙権を得ることができません。ただし、この場合は、10月11日(金)午後5時までに、所定の申込用紙を提出し、増口並びに新規加入分の会費を完納しなければなりません。

納入が確認され次第、選挙人名簿に掲載されます。

▼口数変更届（増口用）

▼会員加入申込書

選挙権の保有例

例1

会費口数を3口持っている個人会員は3個分の選挙権があります。法人会員の場合は、2倍の6個の選挙権があります。

例2

会費口数を2口持つ法人会員で特定商工業者の資格を持つ企業は、会員分4個、特定商工業者分1個の合計5個の選挙権があります。

例3

会費口数を30口持つ法人会員で特定商工業者の資格を持つ企業は、会員の分としての選挙権数が1会員あたり50個までとの制限があるため、特定商工業者分1個をプラスして合計51個の選挙権があります。

選挙人名簿

■選挙権を行使できる会員を確定するため、選挙人名簿が作成されます。選挙人名簿は、会員用と、特定商工業者用の2通りあり、選挙人に関する次の事項が記載してあります。

- ・氏名または名称
- ・住所または所在地
- ・営業の種類
- ・会費の口数（会員のみ）
- ・会費または負担金の納入状況
- ・選挙権数（会員のみ）

■選挙人名簿は、9月25日(水)午前9時から10月11日(金)午後5時までに、会議所でご覧いただけます。

■この間に、会費・負担金未納者が会費・負担金を納入した場合、随時選挙人の権利が確認され選挙人名簿に表示されます。

■選挙人名簿に異議のある方は、縦覧期間中に文書でお申し出ください。

③ 選挙 (投票)

選挙(投票)実施の確定

■10月11日(金)に立候補及び推せんを締切り、同月16日(水)に立候補辞退を締切ります。この時点で候補者総数が1号議員の定数(47名)を超える場合は10月21日(月)に長崎商工会議所で選挙(投票)が行なわれます。議員の定数を超えない場合は、投票は行なわれず無投票当選となります。

■選挙(投票)実施については、10月16日(水)までに、本所ホームページにてお知らせします。

入場券

■選挙に備え会員並びに特定商工業者に対し、9月4日(水)から入場券が配付されます。(会員は口数に応じ、特定商工業者には1個)

■選挙(投票)を行なう際、当日会場で、この入場券を投票券と交換します。入場券は紛失しないようお願いいたします。

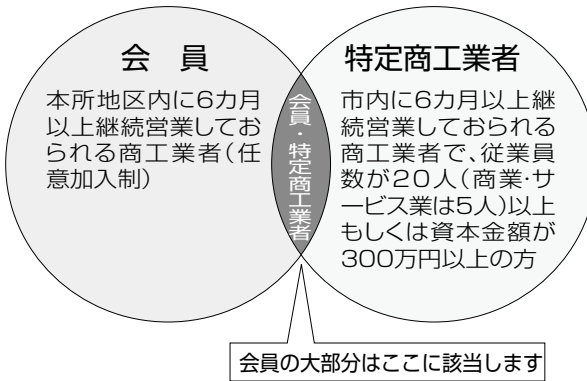
■ただし、入場券をお持ちでも10

月11日(金)午後5時までに、会費、特定商工業者負担金が納入されていない場合は、投票券との引き換えはできません。

入場券(見本)

選挙人名簿No.	選挙人氏名
選挙当日選挙場入口で、この入場券と引き換えに投票用紙を受取して下さい。	
特定商工業者	選挙権数 1票
選挙日時	令和元年10月21日(月)
選挙場	長崎市桜町4番1号 長崎商工会議所
議員選挙 入場券 (特定用)	
長崎商工会議所選挙長	

会員と特定商工業者



投票要領

■選挙入場券と引き換えに、投票券を選挙権の個数だけお渡しします。

■投票券には無記名で候補者の氏名、または名称を1人だけ書いてください。

代理投票

■選挙人はやむを得ない事由があるときは、代理投票とすることができます。ただし、代理人は委任者の入場券と委任状を提出してください。(委任状の用紙は、入場券の裏側にも印刷されています)

■選挙権は何個委任されても委任状は1通で結構ですが、入場券はその個数だけ添えてください。ただし、選挙権を分割して委任するときは、その分割しただけの委任状を添えてそれぞれお渡しくください。

投票券(見本)

候補者氏名 又は名称
(1票券)
長崎商工会議所議員選挙投票券
長崎商工会議所選挙長

委任状(見本)

選挙投票委任状

被委任者 氏名

私議、上記の者を代理人として、下記の権限を委任します。

記
令和元年10月21日(月)施行の長崎商工会議所1号議員の選挙に際し、選挙権を行使すること。

但し、委任権数 個
令和 年 月 日

委任者 住所または所在地氏名または名称
長崎商工会議所選挙長殿

選挙事務の取り扱いについて

選挙事務取り扱いは、9月3日(火)から10月17日(水)までの平日の午前9時から午後5時まで行ない、土曜、日曜、祝日は行ないません。

議員選挙・選任に関するお問い合わせは
長崎商工会議所 総務企画課まで
長崎市桜町4番1号
☎095-822-0111